

地球温暖化防止に係る国民運動におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業（説明資料）

平成17年8月11日

1. 事業概要

政府の地球温暖化対策推進本部では、地球温暖化防止に係る国民運動として「チーム・マイナス6%」の運動を展開しています。これは地球温暖化を防止するために、政府、地方公共団体、企業、民間団体、さらに国民一人ひとりが連携してチームになって行動を起こしていこうという運動です。

各地域においては、「チーム・マイナス6%」に参加していただいているNPO・NGO等の民間団体が、様々な創意・工夫をこらした地球温暖化防止活動を実施されています。しかしながら、メディアとの連携が十分ではない場合は、普及啓発効果が例えば実施に参加した人だけにとどまってしまう事例もあるかと思えます。

そこで本事業は、それぞれの地域で活躍するNPO・NGO等の民間団体とメディアが連携し、適切な素材と伝達手段を用いて、情報（＝民間団体の活動）を伝えたい相手に対してそれが伝わるようにするための経費を支援することで、民間団体が行う活動の普及啓発効果を最大限に発揮させ、地域における具体的な地球温暖化防止活動の実践を促すことを目的とするものです。

（例）民間団体が地元の小学校で、遮光のためにアサガオで“緑のカーテン”をつくるという取組を実施し、その取組を市内の他の学校にも広め実践を促進するという目的で、地元地方紙が発行する地元学校関係者用の紙面にその取組を特集する。その情報発信素材として、（後々にはその民間団体が活動の普及啓発にも利用できるような、）広報用図解パネルや取組実践マニュアル、活動実績報告等を製作・編集する。

この場合、紙面に特集を掲載する費用と、そのための情報発信素材製作・編集費を本事業にて支援する。（情報を伝えたい相手＝「市内の地元学校関係者」）

2. 対象事業の要件

支援対象事業は次の要件で公募し、選考委員会にて選考・決定します。

NPO・NGO等の民間団体が実施する活動の基本的な部分が他機関に過度に依存していないこと。

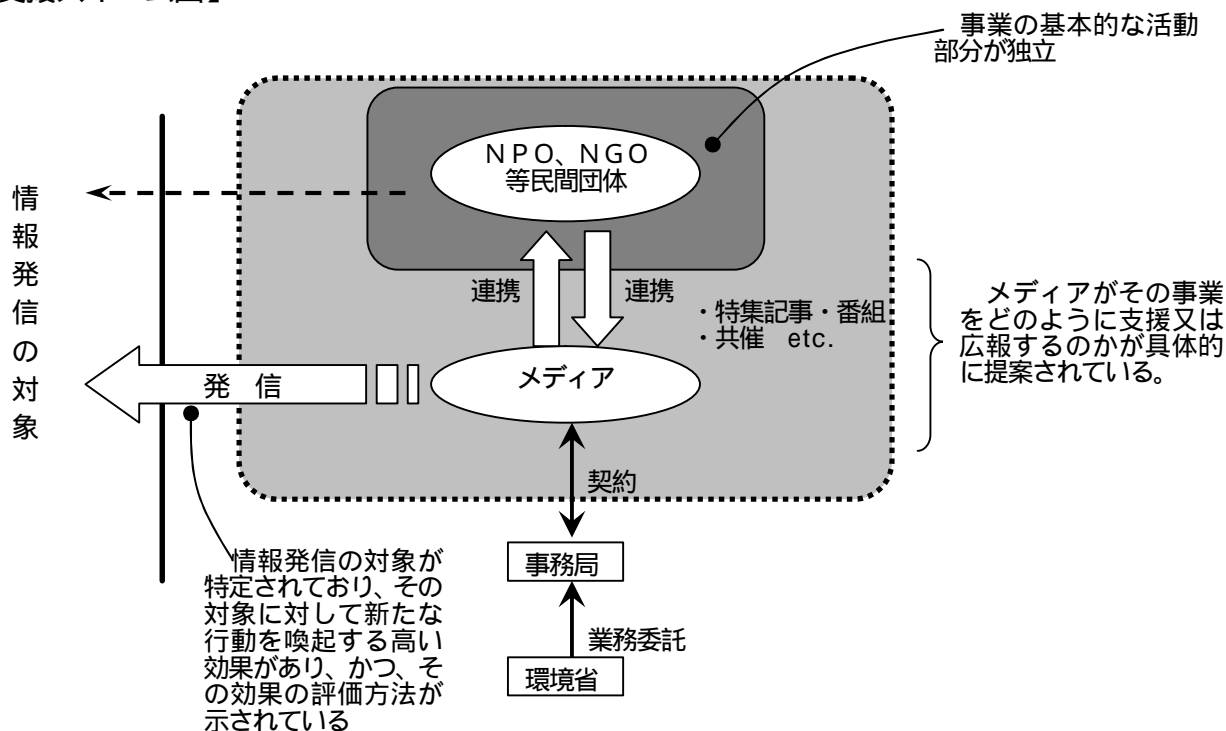
（例えば、本支援事業の支援がなければ実施できないような事業は対象外となります）

メディアがその事業をどのように支援又は広報するのかが具体的に提案されていること。

情報発信の対象（＝誰に伝えたいのか）が特定されており、その対象に対して新たな行動を喚起する高い効果があり、かつ、その効果の評価方法が示されていること。

平成17年10月上旬～平成18年1月31日迄の間に実施できる事業であること

【支援スキーム図】



3. 応募方法及び応募期限

- (1) 応募は地球温暖化防止に関する活動を行うNGO・NPO等の民間団体と、メディア（新聞社、テレビ放送局、ラジオ放送局等）が連名で行って下さい。なお、1件あたりの支援額の上限は5百万円（税込）です。
- (2) 平成17年9月16日（金）17:00（必着）迄に下記提出先に応募下さい。
- (3) その他、詳細につきましては「別記：応募方法等の詳細」を参照して下さい。なお、採択事業件数は十数件程度を予定しております。

4. 応募書類提出先及び問い合わせ先

チーム・マイナス6%運営事務局 連携支援事業係
 104-8689 東京都京橋郵便局留「チーム・マイナス6%」
 TEL：03-3572-6280 FAX：03-3572-5961
 E-mail：support@team-6.net 担当：廣田

【別記】応募方法等の詳細

1. 応募書類

- (1) 申請書・・・交付要綱別紙様式1
- (2) 企画提案書・・・様式任意。下記　　が分かるように記載して下さい。
事業の基本的（基礎的）な活動部分（上記スキーム図の濃色部分）
メディアが支援又は広報する部分
（上記スキーム図の薄色部分）
- (3) 要求経費積算・・・様式任意。上記　　が分かるように記載して下さい。
- (4) 事業実施団体（NPO・NGO等の民間団体及びメディア）の概要
・・・様式任意。組織と事業内容、財務状況がわかる資料

2. 支援経費の支払について

支援経費は、チーム・マイナス6%運営事務局から、採択案件を提案した上記3(1)のメディアに対する精算払となります。

3. スケジュール(予定)

平成17年9月16日	応募締切(17:00 必着)
9月中～下旬	審査、事業選定
10月上旬	採択事業の内定連絡、 事務局との契約手続
10月上旬	この期間内に事業実施、各種メディアによる広報
平成18年1月31日迄	
2月15日迄	精算払手続資料提出
4月下旬	精算払